

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(1) 遺産分割が行われる場合の規律

- ① 配偶者は、相続開始の時に遺産に属する建物に無償で居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間、引き続きその建物を無償で使用するものとする。
- ② ①の権利の取得によって得た利益は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないものとする。
- ③ 配偶者は、建物の性質により定まった用法に従って①の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって①の建物を保存しなければならないものとする。
- ④ 配偶者は、①の権利を第三者に譲り渡し、又は①の建物を転貸することができないものとする。
- ⑤ 次に掲げる場合には、配偶者以外の相続人は、①の権利の消滅を請求することができるものとする。
 - ア 配偶者が③の規定に違反したとき
 - イ 配偶者が④の規定に違反して第三者に①の建物の使用又は収益をさせたとき
- ⑥ ①の権利は、配偶者が①の建物の占有を喪失し、又は配偶者が死亡したときは、消滅するものとする。
- ⑦ 配偶者は、相続開始後に①の建物に生じた損傷（通常の使用によって①の建物に生じた損耗及び①の建物の経年変化を除く。）がある場合において、①の権利が消滅したときは、その損傷を原状に復する義務を負うものとする。ただし、その損傷が配偶者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでないものとする。

(2) 配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則

- ① 配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に無償で居住していた場合において、配偶者以外の者が遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）又は死因贈与により遺産に属する建物の所有権を取得したときは、配偶者は、相続開始の時から一定期間（例えば6か月間）は、無償でその建物を使用するこ

とができるものとする。

② その余の規律は、(1)②から⑦までに同じ。

(補足説明)

部会資料6からの実質的な変更点はない。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

① 配偶者が遺産分割時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は遺産分割終了時から一定期間、配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設するものとする。

② 配偶者は、次に掲げる場合に、長期居住権を取得することができるものとする（注1）。

ア 遺産分割（遺産分割の審判を含む。）において、配偶者に長期居住権を取得させることについて、配偶者と①の建物を取得する相続人との間で合意が成立した場合

イ 配偶者の生活の維持を図るために配偶者に長期居住権を取得させる必要性が高い場合において、裁判所が相当と認めるとき（注2）

ウ 配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）がある場合

エ 被相続人と配偶者との間に、配偶者に長期居住権を取得させる旨の死因贈与契約がある場合

③ 配偶者は、建物の性質により定まった用法に従って①の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって①の建物を保存しなければならないものとする。

④ 配偶者は、長期居住権について登記をしたときは、長期居住権を第三者に対抗することができるものとする（注3）。

⑤ 配偶者は、①の建物所有者の承諾を得なければ、長期居住権を第三者に譲り渡し、又は①の建物を転貸することができないものとする。

⑥ 次に掲げる場合には、①の建物の所有者は、長期居住権の消滅を請求することができるものとする。

ア 配偶者が③の規定に違反したとき

イ 配偶者が⑤の規定に違反して第三者に①の建物の使用又は収益をさせたとき

⑦ 長期居住権は、①の存続期間の満了前であっても、配偶者が死亡した場合には消滅するものとする。

- ⑧ 配偶者は、遺産分割後に①の建物に生じた損傷（通常の使用によって①の建物に生じた損耗及び①の建物の経年変化を除く。）がある場合において、①の権利が消滅したときは、その損傷を原状に復する義務を負うものとする。ただし、その損傷が配偶者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでないものとする。
- ⑨ 配偶者が①の建物を使用することができなくなったことについてやむを得ない事由がある場合には、配偶者は、①の建物所有者に対し、相当の対価で長期居住権を買い取るべきことを請求することができるものとする。
- ⑩ ⑨の対価について当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができない場合には、⑨の対価は、配偶者の申立てにより、裁判所がこれを定めるものとする。
- ⑪ 裁判所は、⑩の裁判をする時点で長期居住権の存続期間が「一定の期間」（例えば5年間）を超える場合には、その存続期間が「一定の期間」であるものとみなして、⑨の対価を定めるものとする。
- ⑫ 裁判所は、⑩の裁判をする場合には、①の建物所有者の資力その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、その裁判の日から「一定の期間」（注4）を超えない範囲内において、長期居住権の譲渡の対価の支払について、その時期の定め又は分割払の定めをすることができるものとする。
- ⑬ 裁判所は、⑩の申立てがあった場合には、①の建物の状況、両当事者の関係、各当事者の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、⑨の対価及び支払方法を定めるものとする。

（注1）配偶者が長期居住権を取得した場合には、配偶者はその財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うことを前提としている。

（注2）①の建物を取得する相続人が同意していないにもかかわらず、裁判所が遺産分割の審判において配偶者に長期居住権を取得させる場合を想定したものである。

（注3）長期居住権に関する登記手続をどのように定めるかについては、なお検討する。

（注4）⑪の「一定の期間」と同じ期間にすることを想定している。

（補足説明）

1 部会資料6からの変更点

(1) 長期居住権の成立要件について

第6回会議では、長期居住権の成立要件について、遺産分割による場合と遺言による場合とで同じである必要はないのではないかといった指摘がされ、また、配偶者保護の必要性を基礎付ける要件（以下「保護要件」という。）の在り方についても、更に検討すべきものとされた。

これらの指摘等を踏まえ、本部会資料では、建物所有者の同意がないにもかかわらず遺産分割の審判で配偶者に長期居住権を取得させる場合にのみ保護要件を課すこととしている。これは、配偶者に長期居住権を取得させる場合には、その目的建物の所有権を取得する相続人に一定の負担が生ずることから、その相続人の意思に反して裁判所が配偶者に長期居住権を取得させる場合には一定の要件を課す必要性が高いが、被相続人の意思によって、あるいは建物所有者の同意を得て、配偶者にこれを取得させる場合にまで保護要件等を課す必要はないのではないかと考えたことによるものである。

なお、部会資料6では、保護要件として配偶者が60歳以上であることといった年齢要件を設けること等を提案していたが、年齢のみで配偶者保護の必要性を判断するのは必ずしも相当でないことから、本部会資料では、端的に、配偶者の生活の維持を図るために配偶者に長期居住権を取得させる必要性が高いことを要件として挙げている。

(2) 建物所有者による長期居住権の買取りについて

部会資料6では、配偶者が長期居住権を取得した後、介護施設入所等の事情変更により居住建物から退去せざるを得なくなった場合について、建物所有者に対する買取請求権等を認めるなどの方策は講じていなかったが、従前から、この点についてはもう少し柔軟な制度設計をする必要があるのではないかと指摘がされていた。

そこで、本部会資料では、配偶者が居住建物を使用することができなくなったことについてやむを得ない事由がある場合に、建物所有者に対する買取請求を認める制度の創設を提案している。もっとも、このような買取請求権の制度を設けると、建物所有者にとっては更なる負担となることから、買取額を一定の範囲に抑えて建物所有者の負担を軽減するため、その算定方法について一定の制約を課すとともに、建物所有者の分割弁済等を認めるなどの措置を講ずることとしている（前記⑫及び⑬）。

これらの点について、どのように考えるか。

2 第6回会議で受けたその他の指摘について

(1) 法的性質

部会資料6では、長期居住権の法的性質を用益物権と位置づけていたが、これに対しては、配偶者の居住権保護のために長期居住権を用益物権とするまでの必要はないのではないかと指摘や、配偶者の居住権を余りに強力な権利にすると、不動産の流通を阻害するおそれがあるのではないかと指摘されたところである。また、長期居住権の目的建物の占有を長期居住権の対抗要件とすることについては、かねてより、相続債権者

に不測の損害を与えるおそれがあり、相続債権者としてはそれを見越した対応をとらざるを得なくなるため、かえって配偶者の保護に欠けることにもなりかねないとの指摘がされてきた。

これらの点を踏まえると、長期居住権の法的性質については、賃借権類似の法定の債権と位置づけた上で、対抗要件を登記のみとする（建物占有は対抗要件としない）ことが考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

(2) 長期居住権の財産評価

部会資料6では、長期居住権の財産評価方法として、以下の2つの方式を提示したところである。

㊦ 配偶者が存続期間中建物使用の対価を支払わない場合（全額前払方式）

長期居住権の財産評価額＝建物賃借権の評価額＋（建物の賃料相当額×存続期間－中間利息額）

㊧ 配偶者が存続期間中建物使用の対価を支払う場合（賃料支払方式）

相続財産に賃借権が含まれる場合とほぼ同様の方法で財産評価を行う。

もっとも、本方策のように建物所有権を長期居住権とその余の権利に分けるものとした場合には、これに付随して、相続税の課税対象をどのように定めるべきかという重要な問題点が生ずることから、長期居住権の財産評価方法を定めるに当たっては、相続税制との整合性を考慮する必要があると考えられる。

このような観点からは、長期居住権を賃借権類似の法定の権利と位置づける場合には、相続税の課税実務（注）と同様に、その権利自体の評価額を0円とすることも考えられる。このような考え方を採用すれば、当該建物の適正賃料額から長期居住権の評価額を算定することができるようになり、財産評価が比較的容易になるが、他方で、㊧の方式をとった場合には、建物の使用の対価が適正なものである限り、長期居住権の財産的評価ができないことになる（0円になる）と考えられ、この点は、㊧の方式による長期居住権の設定を認めるかどうかの判断をするに当たっても考慮すべき事項であると考えられる。

（注）相続税の課税実務上、借家権が権利金等の名称で取引される慣行のある地域を除き、相続税は課税しないとの取扱いがされている（財産評価基本通達94ただし書）。

○財産評価基本通達

（借家権の評価）

94 借家権の価額は、次の算式（省略）により計算した価額によって評価する。

ただし、この権利が権利金等の名称をもって取引される慣行のない地域にあるものについては、評価しない。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

(1) 甲案（配偶者固有の寄与分の制度を新設する考え方）

- 次の計算式（ $a + b$ ）により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分額を超える場合には、その超過額を配偶者固有の寄与分として認めるものとする（注1）。

（計算式）

$a = (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より高い割合 (注2)})$

$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より低い割合 (注3)})$

婚姻後増加額 = $x - (y + z)$

$x =$ 被相続人が相続開始時に有していた純資産の額

$y =$ 被相続人が婚姻時に有していた純資産の額（注4）

$z =$ 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額（注5）

純資産の額 = 積極財産の額 - 消極財産の額

（注1）現行の寄与分との関係については、なお検討する。

（注2）例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の2、②直系尊属と共に相続する場合には4分の3、③兄弟姉妹と相続する場合には5分の4とすることが考えられる。

（注3）例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の1、②直系尊属と共に相続する場合には2分の1、③兄弟姉妹と相続する場合には3分の2とすることが考えられる。

（注4）婚姻後一定期間（例えば20年）が経過した場合には、「被相続人が婚姻時に有していた純資産の額」を0円とみなすことによって、この部分を算定式から除外することが考えられる。

（注5）「相続によって取得した財産の額」とは、被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

(2) 乙-1案（婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦に法定相続分の選択を認める考え方）

- 婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦が配偶者の法定相続分を引き上げる旨を法定の方式により届け出た場合には、相続

人の法定相続分は、次のとおりに変更されるものとする。ただし、その婚姻が相続開始の時まで継続していた場合に限るものとする。

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{2}{3}$ とし、子の相続分は $\frac{1}{3}$ とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{3}{4}$ とし、直系尊属の相続分は $\frac{1}{4}$ とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{4}{5}$ とし、兄弟姉妹の相続分は $\frac{1}{5}$ とする（注）。

（注）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

(3) 乙-2案（婚姻成立後一定期間が経過した場合に、各配偶者に他方配偶者の法定相続分の選択を認める考え方）

○ 婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦の一方の配偶者が他方の配偶者の法定相続分を引き上げる旨を法定の方式により届け出た場合には、その届出をした者を被相続人とする相続における法定相続分は、次のとおりに変更されるものとする。ただし、その婚姻が相続開始の時まで継続していた場合に限るものとする。

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{2}{3}$ とし、子の相続分は $\frac{1}{3}$ とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{3}{4}$ とし、直系尊属の相続分は $\frac{1}{4}$ とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{4}{5}$ とし、兄弟姉妹の相続分は $\frac{1}{5}$ とする（注）。

（注）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

(4) 乙-3案（婚姻成立後一定期間の経過により当然に法定相続分が変更されるとする考え方）

○ 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過しているときは、その法定相続分は、次のアからウまでに定めるところによるものとする。

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{2}{3}$ とし、子の相続分は $\frac{1}{3}$ とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は $\frac{3}{4}$ とし、直系尊属の相続分は $\frac{1}{4}$ とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は5分の4とし、兄弟姉妹の相続分は5分の1とする（注）。

（注）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る。

（補足説明）

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 甲案について

甲案について特段の変更点はないが、婚姻後増加額を算定するに当たり考慮される「被相続人が婚姻時に有していた純資産の額」については、第7回会議において、婚姻後長期間が経過している場合にこれを立証することは困難であるとの指摘がされたこと等を踏まえ、甲案においても乙案的な考え方を採り入れることとし、例えば、婚姻後一定期間（例えば20年）を経過した場合には、これを0円とみなして婚姻後増加額の算定をすることが考えられる。

(2) 乙案について

乙1案及び乙2案は、部会資料7・第1の乙1案及び乙2案（以下「前回案」という。）を踏襲したものであるが、これらの考え方については、第7回会議において、法定相続分の変更は相続債務の承継割合の変更を含むものであり、被相続人やその配偶者の意思によって相続債務の承継割合の変更を認めるのは相当でないとの指摘等がされたところである。

これらの指摘を踏まえ、本部会資料では、前回案を一部修正し、夫婦間の合意又は被相続人の意思表示によって法定相続分の変更を認めるものの、一旦法定相続分を変更した場合には、その後これを撤回することは認めないこととしている。すなわち、配偶者の法定相続分は、婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した場合には、その期間に見合う貢献があるのが通常であるから、これを引き上げることを正当化することができるが、前記期間の経過によって当然に配偶者の法定相続分を引き上げるのではなく、引き上げるかどうかの選択権を当該夫婦（乙1案）又は被相続人（乙2案）に認めることとするものである。なお、前記のように、当該夫婦の同意や被相続人の意思を配偶者の法定相続分に関する選択権として位置づけるのであれば、乙1案の方がこのような理解とより整合性を有するように思われる。

他方、第7回会議では、複数の委員から、夫婦の合意又は被相続人の意思によって配偶者の法定相続分の変更を認めるのではなく、婚姻成立の日から一定期間が経過した場合には、当然に配偶者の法定相続分が引き上げられることとするのが相当ではないかとの指摘がされたことを踏まえ、乙3案とし

て、このような考え方を取り上げている。

2 第7回会議で受けたその他の指摘について

第7回会議では、甲案について、配偶者固有の寄与分について相続債務の額を考慮するのであれば、現行の寄与分でも相続債務の額を考慮して寄与分額を決めるようにすべきではないか、その点について見直しをしないのであれば、両者の違いをどのように説明するのか整理すべきであるとの指摘がされた。

甲案では、その法的性質を「寄与分」と位置づけているものの、これはその額が決められた場合に現行の寄与分と同様の取扱いをすることとしているため、そのような位置づけをしているに過ぎず、現行の寄与分とはかなり法的性質が異なるものと考えられる。すなわち、現行の寄与分は、相続人が被相続人との身分関係に基づいて通常期待される程度を超える寄与をした場合に初めて認められるものであるのに対し、配偶者の場合には、通常期待される程度の寄与しかしていない場合であっても、その期間が長期に及ぶことが容易に想定され、その積み重ねによって結果的に相続財産の維持又は増加に多大な貢献をしたことになる場合が生じ得るため、そのような場合には、現行の法定相続分よりも多い割合の取得を認めても良いのではないかとの問題意識に基づくものであり、寄与分を認める趣旨は大きく異なるものといえる。そして、現行の寄与分については、相続人の貢献を実質的に考慮してその額を決めることが予定されているのに対し、配偶者固有の寄与分については、配偶者の貢献を実質的に考慮してその額を決めるのが困難であることから、ある程度の割り切りをして形式的にこれを算定することとした結果、相続債務の額についても計算式の中に組み込む必要が生じたものである。これに対し、現行の寄与分では、裁判所は、寄与分の額を定めるに当たり、配偶者の実質的な貢献の程度のほか、相続財産の額など一切の事情を考慮すべきこととされており、当然この中で相続債務の額等も考慮されることになると考えられる。とりわけ、現行の寄与分は、相続人の相続権（遺産の分配を求める権利）の範囲内で権利行使が認められるものであり、相続財産破産、限定承認及び財産分離のように、相続財産が債務超過になっているおそれがある場合に行われる手続では権利行使することができないと解されること等に照らすと、条文上明確に規定されていないものの、相続債務が債務超過になっているような場合には、仮にこれらの手続が行われない場合でも、基本的には寄与分を認めるのは相当でないことになるのではないかと考えられる。

2 可分債権の遺産分割における取扱い

① 預金債権等の可分債権（注）を遺産分割の対象に含めるものとする。

- ② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継されるが、各相続人は、分割された債権のうち一定の割合（例えば、法定相続分の2分の1）を超える部分については、原則として、遺産分割の前にはこれを行行使することができないものとする。
- ③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。
- ④ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権について弁済を受けた相続人については、その取得した金額を具体的相続分から控除するものとする。
- ⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。
- ⑥ 相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得したときは、その相続人は、対抗要件を備えなければ、債務者その他の第三者に法定相続分を超える部分の取得を対抗することができないものとする。
- ⑦ ⑥の対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
- ア 債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して、相続人全員が債務者に通知をした場合
- イ 相続人の一人が次の㉠及び㉡に掲げる場合に依り、それぞれその後段に定める書類を示して債務者に通知をしたとき
- ㉠ 調停又は審判により遺産分割がされた場合 調停調書又は確定した審判書の謄本
- ㉡ 遺産分割協議が調った場合 遺産分割協議の内容及び相続人の範囲を明らかにする書面
- ウ 債務者が⑥の相続人に対して承諾をした場合
- ⑧ ⑦の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。
- (注) 遺産分割の対象に含める可分債権の範囲については、なお検討する。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料9・第1では、可分債権の遺産分割における取扱いについて、相続の開始により可分債権が当然に分割承継されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含めることとする考え方（甲案）と、可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方（乙案）を掲げていた。第9回会議では、この両案のそれぞれ

についてこれを支持する意見が述べられたが、甲案については、相続人が自己の具体的相続分を超えて遺産である預貯金債権を引き出した場合にその事後処理が難しくなるのではないかといった問題点が指摘された。また、乙案については、遺産分割前であっても一定の場合には預金等の一部を引き出すことができるように仮払の制度を設ける必要があるが、その要件をどのように設定するのかという問題や、仮払を受けるには裁判所の判断を経る必要があるとすると、相続人が必要に応じて柔軟に対応することが困難になるのではないかといった問題点の指摘がされた。

これらの指摘を踏まえ、本部会資料では、両案の折衷的な考え方として、相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継されるが、各相続人は、分割された債権のうち一定の割合（例えば、各自の法定相続分の2分の1）を超える部分については、原則として、遺産分割の前にはこれを行行使することができないこととしている。このような考え方を前提とすれば、例外的に、前記割合の範囲内の預金債権についても権利行使を禁止すべき場合や、前記割合を超える権利行使を認める必要がある場合等についても、新たな制度を設ける必要性が低くなると考えられることから、これらの場合については、現行の審判前の保全処分に対応することとするとも考えられる。

また、第9回会議では、各相続人がその法定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合の対抗要件については、必ずしも相続人全員の通知等による必要はないのではないかと指摘や、相続による承継の場合には、債務者としては、譲渡人が真の権利者かどうか分からないのが通常であるから、通常の債権譲渡の場合とは異なる配慮が必要となるのではないかと指摘がされた。そこで、本部会資料では、前記の場合の対抗要件については、債権譲渡の対抗要件の規律とは異なり、権利を取得する者の単独の通知で対抗要件を満たす場合を設けることとし、その場合にはその者が権利者であることを基礎付ける資料を示す必要があることとしている。

2 第9回会議で受けたその他の指摘について

第9回会議では、遺産分割の対象に含める可分債権について、現金類似の性質を有しており、その存否及び額についての争いが生じにくい預貯金債権に限定すべきであるとの指摘がされた。このような指摘がされた背景には、可分債権には様々なものがあり、特に不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権のような法定の債権については、その存否及び額について争いが生ずる場合が多く、これを遺産分割の対象に含めた場合には、遺産分割に関する紛争が複雑化、長期化することへの懸念があるものと考えられる。

もっとも、遺産分割の対象となる可分債権の範囲を預貯金債権に限定した場

合には、例えば、預貯金債権であれば、遺産分割において特別受益等による調整が可能であったのに、相続開始前に相続人又は第三者がこれを引き出した場合には、それによって生じた不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権が遺産分割の対象とならず、特別受益等による調整がされないこととなって、両者の間で不均衡が生ずることになるほか、多額の特別受益がある相続人が相続開始前に不当に預金の引出しをすることを誘発するおそれがあると考えられる。

他方で、後記3で一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律を明確化するとともに、遺産分割の対象に争いがある可分債権が含まれる場合の特則を設けることとすれば(3(2))、遺産分割の遅延等に対する問題もある程度は緩和されることになるのではないかと考えられる。

これらの点を考慮して、本部会資料では、「遺産分割の対象に含める可分債権の範囲についてはなお検討する」旨を注記し、引き続き検討すべき課題であることを明記するに止めることとしている。

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

(1) 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化

- ① 家庭裁判所は、遺産の範囲について相続人間で争いがあり、その確定を待っていてはその余の財産の分割が著しく遅延するおそれがあるなど、遺産の一部について先に分割をする必要がある場合において、相当と認めるときは、遺産の一部について、分割の審判をすることができるものとする。
- ② 一部分割の審判をしたときは、残余の遺産の分割（以下「残部分割」という。）においては、民法第903条及び第904条の規定（特別受益に関する規定）を適用しないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでないものとする。
 - ㊦ 一部分割において、相続人の中に民法第903条第1項の相続分（具体的相続分）に相当する額を取得することができなかつた者がいる場合
 - ① 一部分割の審判の中で、特別受益に該当する特定の遺贈又は贈与を考慮することができなかつた場合（注）
- ③ ②本文の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。
- ④ 一部分割の審判をしたときは、残部分割においては、民法第904条の2の規定は適用しないものとする。ただし、相続人中に、残部分割の対象とされた遺産の維持又は増加について特別の寄与をした者がいる場合にお

いて、一部分割の審判の中で、その寄与を考慮することができなかつたときは、この限りでないものとする。

- ⑤ ④の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。

(注) この場合には、残部分割において、当該遺贈又は贈与のみを特別受益として考慮することができることを想定している。

(2) 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則

- 家庭裁判所は、相続人間で可分債権の有無及び額について争いがある場合であっても、相当と認めるときは、遺産分割の審判において、その可分債権を法定相続分に従って各相続人に取得させる旨を定めることができるものとする。

(補足説明)

- 従前の部会資料からの変更点

(1) 一部分割の要件及び残部分割における規律の明確化について

第9回会議では、残部分割における寄与分の取扱いについて、寄与分は遺産分割の対象財産全体についての寄与を考慮するのが通常であり、どのような場合に残部分割において寄与分を考慮すべきか明確でないとの指摘や、被相続人の療養看護など、相続人の寄与が全体財産に対するものである場合には、仮に、残部分割の対象となる財産の維持又は増加について寄与がある場合であっても、それに対応する寄与分は一部分割において考慮することが可能であり、かつ、それをもって足りるから、そのような場合には、残部分割の中で寄与分を考慮する必要はないとの指摘等がされた。

これらの指摘を踏まえ、本部会資料では、残部分割において寄与分を考慮しなければならない場合をより具体的に規定するとともに、そのような考慮が必要となる事案はかなり例外的な場合に限られると考えられることから、ただし書においてその要件を規定することとしている。

(2) 遺産分割の対象財産に可分債権が含まれる場合の特則について

一部分割の要件及び残部分割における規律の明確化は、主に、可分債権を遺産分割の対象に含めることに伴い、可分債権の有無及び額について各相続人間で争いがある場合でも遅滞なく遺産分割をすることができるようにするために設けた規律であるが、前記(1)のとおり、一部分割が可能かつ相当である事案の多くは、残部分割において特別受益及び寄与分を考慮する必要がない場合であると考えられる。

そして、可分債権の有無及び額について争いがあるために全部分割をすることができない場合であっても、前記のように、残部分割において特別受益及び寄与分を考慮する必要がない場合には、可分債権の有無及び額が確定した後に残部分割をすることとしても、結局、法定相続分に従って分割することになるから、残部分割を別個に行う必要性に乏しいと考えられる。

そこで、本部会資料では、このような場合を念頭に置いて、遺産分割の対象財産に可分債権が含まれる場合の特則として、可分債権の有無及び額に争いがあり、これが確定していない場合であっても、法定相続分に従って分割の審判をすることを認めることとしている。なお、このような取扱いは残部分割の対象財産が可分債権である場合にのみ合理性があるものと考えられる（残部分割の対象財産が不動産等であるような場合にも、このような取扱いを認めることとすると、遺産分割の後に別途共有物分割の申立てが必要となる場合が増えることとなって、紛争の一回的解決の要請等の観点から相当でないものと考えられる。）。

なお、この特則に従って分割がされた場合には、各相続人が個別に各自の相続分に相当する部分について訴訟提起等の手段を講ずるかどうかを判断することになり、その訴訟の結果も他の相続人に影響を及ぼさないことになると考えられる。

第3 遺言制度の見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 自書を要求する範囲について

- ① 自筆証書遺言においても、遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項（注1）については、自書でなくてもよいものとする（注2）。
- ② ①に基づき財産の特定に関する事項を自書以外の方法により記載したときは、遺言者は、その事項が記載された全ての頁にその氏名を自書し、これに押印をしなければならないものとする。

（注1）「財産の特定に関する事項」としては、

- ① 不動産の表示（土地であれば所在、地番、地目及び地積／建物であれば所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）
 - ② 預貯金の表示（銀行名、口座の種類、口座番号及び口座名義人等）
 - ③ その他（株式、投資信託受益権、国債及びゴルフ会員権等）
- 等を想定している。

（注2）ただし、加除訂正をする場合には、当該加除訂正部分等の自書を要求する点を含め、通常に加除訂正の方式によるものとする。

(2) 加除訂正の方式について

変更箇所「署名及び押印」が必要とされている点を改め、「署名又は押印」のいずれかがあれば足りるものとする。

(補足説明)

1 部会資料9からの変更点

(1) 自書を要求する範囲について

前記方策は、自筆証書遺言の方式として定められている全文自書の要件を緩和し、例外的に、遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項については自書でなくてもよいこととするものである。

本部会資料では、部会資料9の考え方を基本的に踏襲しつつ、遺言書のうち自書でない部分がある頁には、その全てに遺言者の署名及び押印を要求することにしている(前記②)。このような考え方を採れば、活字等で記載された頁を含め、遺言書全体に遺言者本人の意思が反映されていることについて一応の推定が働き、遺言書の真正を巡る紛争を一定程度抑止する効果があるものと考えられる。

なお、これに加えて、遺言書に押印する際には、全て同一の印を押捺しなければならないとすることも考えられる(注)。このような要件を加えた場合には、遺言書のうち全て自書した頁と活字等で記載された頁との一体性が強まり、偽造又は変造の防止効果がより向上するとも思われるが、どのように考えるか。

(注) もっとも、加除訂正のために押印する際にも同一の印を押捺することを要求するか否かについては、遺言作成後、ある程度の期間が経過してから加除訂正を行う場合も想定されることに鑑み、なお検討を要する。

(2) 加除訂正の方式について

この点については、部会資料9からの変更点はない。

なお、この方策は、(1)の方策と両立し得るものであるが、仮に(1)の方策を講ずることとする場合には、偽造又は変造のリスクを考慮し、加除訂正の方式については現行法の規律を維持することも考えられる。

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

(1) 権利の承継に関する規律

① 相続人が遺言(相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定)によって相続財産に属する権利を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分に相当する割合を超える部分については、登記、登録その他の第三

者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする。

② ①の相続財産に属する権利が債権である場合には、債務者その他の第三者に対する対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。

ア 債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して、相続人全員が債務者に通知をした場合

イ 遺言執行者が遺言の内容を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合

ウ 債務者が①の相続人に対して承諾をした場合

③ ②の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(2) 義務の承継に関する規律

① 被相続人が相続開始時に負担していた債務の中に可分債務が含まれる場合には、遺言により相続債務について各相続人の承継割合が定められたときであっても、各相続人は、その法定相続分に応じて相続債務を承継するものとする。

② ①の場合において、相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは、各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。

③ ①にかかわらず、債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じて相続債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によって相続債務を承継するものとする。

④ 債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは、すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

(補足説明)

○ 部会資料9からの変更点について

部会資料9では、相続人は、債権者に対し、(2)③の承諾をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、債権者がその期間内に確答しないときは、承諾しなかったものとみなす旨の催告制度を取り上げていた。

しかし、このような考え方に対しては、例えば、相続分の指定によって多くの割合の財産を取得することとなった相続人が、債権者が確答しないことを狙って、あえて短期間の期間を設定して催告するといったように、催告の制度が濫用的に利用される可能性がある旨の懸念が示されたほか、あえて催告の制度を設けるまでの必要性に乏しいのではないかとの指摘もされた。

これらの指摘を踏まえ、本部会資料では、催告制度に関する記載を削除している。

(3) 遺贈の担保責任

- ① 遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を確定すべき場合にあっては、その確定の時）の状態、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとする。
- ② 民法第998条を削除するものとする。

(補足説明)

部会資料10からの実質的な変更点はない。

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

- ① 自筆証書遺言を作成した者（遺言者）が一定の公的機関（注）にその保管を委ねることができる制度を創設するものとする。
(注) 保管を行う公的機関としては、国民の利便性を考慮して全国に所在する機関を想定しているが、この点については、なお検討する。
- ② ①の保管の申出は、遺言者本人に限り、することができるものとする。
- ③ 相続人は、相続開始後に、①に基づく保管の有無を確認することができるものとする。
- ④ 相続人は、相続開始後に、①に基づき保管されている自筆証書遺言の原本を閲覧することができるものとする。

(補足説明)

1 部会資料9からの変更点

- (1) 保管の申出をすることができる者について（前記②）
第9回会議においては、偽造等を防止するとの観点から、公的機関に対する保管の申出は遺言者本人に限るべきであるとの意見が多数であった。
これを踏まえ、本部会資料では、遺言者本人による申出がされた場合に限り、自筆証書遺言の保管手続が行われることとしている。
- (2) 自筆証書遺言の原本の閲覧について（前記④）
第9回会議において、相続人全員が遺言書の原本を確認する機会を設けることが不可欠であるとの指摘がされたことを踏まえ、本部会資料では、相続

人は、相続開始後に当該公的機関で遺言書の原本を閲覧することができることとしている。

2 検認手続の省略について

前記③及び④により相続人が遺言書の内容を知る機会が確保されることを前提とするのであれば、前記方策に基づき公的機関に保管された自筆証書遺言については、検認（民法第1004条）を不要とすることが考えられる。

これについてどのように考えるか。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(1) 遺言執行者の一般的な権限及び義務等

- ① 遺言執行者は、遺言の内容を実現することを職務とし、その行為の効果は相続人に帰属するものとする（注1）。
- ② 遺言執行者が就職を承諾し、又は家庭裁判所に選任されたときは、その遺言執行者は、遅滞なくその旨及び遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとする。

【③について】

(案1)

- ③ 遺言執行者は、相続人その他の者に遺言の執行を妨害され、又は妨害されるおそれがあるときは、その妨害の排除又は予防のために必要な行為をする権限を有するものとする（注2）。

(案2)

- ③ 遺言執行者がある場合には、相続人がした相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為は、無効とするものとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとする。（注2）

（注1）現行の民法第1015条は削除するものとする。

（注2）いずれも現行の民法第1013条の見直しを意図したものである。

(2) 個別の種類における権限の内容

ア 特定遺贈がされた場合

- ① 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈義務者となるものとする。
- ② ①の規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

イ 遺産分割方法の指定がされた場合

- ① 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合にお

いて、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人(以下「受益相続人」という)が対抗要件(注1)を備えるために必要な行為をする権限を有するものとする。

② ①の財産が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権利及び義務を有しないものとする。ただし、その特定物の引渡しが対抗要件となる場合は、この限りでないものとする。

③ ①の財産が預貯金債権(注2)である場合には、遺言執行者は、その預貯金債権を行使することができるものとする。〔ただし、遺言執行者が相続人である場合は、この限りでないものとする。〕

④ ①から③までの規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

(注1) 特定の財産が債権である場合には、債務者対抗要件を含む。

(注2) ③により遺言執行者に権利行使を認める債権の範囲については、なお検討する。

(3) 遺言執行者の復任権・選任・解任等

① 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとする。この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとする。

② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務の全部又は一部を辞することかできるものとする。

③ 遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、遺言執行者を解任することができるものとする。

④ 遺言者が選任した遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、当該行為について遺言執行者の権限を喪失させることができるものとする。

⑤ 家庭裁判所は、①から④までの場合において必要があると認めるときは、受遺者又は相続人の申立てにより(注)、新たに遺言執行者を選任し(②及び③の場合)、又は当該行為について権限を有する代理人を選任することができるものとする(④の場合)。

(注) ②の辞任によって新たに遺言執行者を選任する必要がある場合については、従前の遺言執行者にも申立権を認めることが考えられる。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 遺言執行者の一般的な権限及び義務等について

第9回及び第10回会議では、遺言執行者の法的地位について、「相続人の代理人とみなす」とされている現行法の規律を改め、遺言執行者は専ら遺言者の意思の実現のために職務をすれば足り、各相続人の利益代表者としての法的地位にはないことを明確化すべきであるとの指摘や、相続人が遺言執行者の存在や遺言の内容を認識することができるように、遺言執行者が就職した場合には、その旨及び遺言の内容を相続人に通知しなければならないこととすべきであるとの指摘がされた。

そこで、本部会資料では、これらの指摘を踏まえた修文をしている（前記(1)①及び②）。

(2) 個別の類型における権限の内容について

第9回及び第10回会議では、預金債権について遺贈がされ、又は預金債権を特定の相続人に相続させる旨の遺言がされた場合について、現行の銀行実務においても遺言執行者に預金の払戻権限を認める取扱いがされていること等を踏まえ、その旨を明文化すべきであるとの指摘がされた。

現行の銀行実務において、預金債権について遺贈等がされた場合に、受贈者等に名義変更をした上で、その預金口座を維持する取扱いはほとんどされていないとすると、遺言執行者がいる場合についても、受贈者等に当該預金債権の対抗要件を具備させた上で、受贈者等が自ら預金債権を行使することとするよりは、遺言執行者に預金債権の払戻権限を認め、遺言執行者に引き出した預金の分配まで委ねる方が手続としては簡便であると考えられる。もっとも、遺言執行者に預金の払戻権限を認めることとする場合には、遺言執行者が引き出した預金を不適切に処理することによって、受贈者等が損害を受けるおそれも否定できないところであり、第10回会議でも、この点について懸念が示されたところである。

このようなリスクに配慮するとすれば、遺言執行者が相続人以外の第三者である場合に限り、預金の払戻権限を認めることとすることも考えられるように思われる。そこで、前記(2)イ③では、その旨を〔 〕で示している。

これらの点についてどのように考えるか。

2 第10回会議で受けたその他の指摘について

第10回会議では、現行の民法第1013条の見直しに関し、前記第3の2(1)①の見直しをすれば、同条について前記③（案1）のような改正をしなくても当然に前記③（案1）と同じ結論が導けるのではないかとの指摘がされた。

しかし、例えば、同一の不動産について遺贈と相続人による売却等の処分がされた場合について、判例によれば、原則として、受遺者と相続人からの譲受人とは対抗関係に立つことになるが（最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁）、遺言執行者がいる場合には、相続人には処分権限がないため、相続人からの譲受人は当初より完全な無権利者であって、対抗関係は生じないこととされている（最判昭和62年4月23日民集41巻3号474頁）。

前記判例を前提とすれば、仮に前記第3の2(1)①のような見直しをし、遺贈だけでなく、相続させる旨の遺言（遺産分割方法の指定）がされた場合についても対抗問題として処理する旨を明確にしたとしても、遺言執行者がある場合についてはその例外に当たるとして、対抗関係は生じないとの判断がされる可能性は否定できないものと考えられる。

前記③の案1は、このような観点から、民法第1013条の見直しを提案するものである。

これに対し、複数の委員から、相続人の譲受人が悪意であるような場合にまで、遺言に反した権利取得を認める必要はないとの指摘がされ、善意者保護規定を新たに創設すれば足りるとの意見が述べられたため、本部会資料では、案2としてこのような考え方を取り上げている。

この点についてどのように考えるか。

第4 遺留分制度の見直し

1 遺留分減殺請求権の法的性質の見直し

(1) 甲案

- ① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるものとする。この場合において、減殺の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求の時から3箇月を経過するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。
- ② ①の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、その請求の時から3箇月を経過するまでは、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨を主張することができ、その内容を当事者間の協議によって定めることを求めることができるものとする。この場合において、受遺者又は受贈者は、①の請求をした者が裁判上の請求をするまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。
- ③ 返還すべき遺贈又は贈与の目的財産について当事者間に協議が調わないときは、受遺者若しくは受贈者は、遺留分侵害額を請求する訴訟において、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目

的財産を定めることを求めることができるものとする。

- ④ ③の場合には、裁判所は、遺贈又は贈与がされた時期のほか、遺贈又は贈与の対象となった財産の種類及び性質、遺留分権利者及び受遺者又は受贈者の生活の状況その他一切の事情を考慮して、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めるものとする。
- ⑤ ②又は④により、①の金銭債務の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的物が定められた場合には、受遺者又は受贈者は、①の請求をした者に対し、その目的物を返還することによって①の金銭債務の全部又は一部の支払義務を免れることができるものとする。

(2) 乙案

- ① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるものとする。この場合において、減殺の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求の時から3箇月を経過するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。
- ② 受遺者又は受贈者は、①の請求者に対し、民法第1033条から第1035条までの規定に従って減殺される遺贈又は贈与の目的財産を返還することによって①の金銭債務の支払義務を免れることができるものとする。

(補足説明)

○ 従前の部会資料からの変更点

第10回会議では、甲案について、遺留分減殺請求とそれに基づく金銭支払請求についてそれぞれ別個に規律を設ける必要はないのではないかとの指摘や、例外的に現物返還を認める場合にも、現実に現物の返還義務を履行するまでの間は、受遺者又は受贈者に金銭支払債務の履行を認めてよいのではないかとの指摘等がされた。

本部会資料では、これらの指摘を踏まえ、遺留分減殺請求をすることにより受遺者又は受贈者に対する金銭債権が当然に発生するが、これについて履行遅滞責任が発生するのは、減殺請求の時から3か月を経過した後としている。また、受遺者又は受贈者が現物での返還を希望する場合には、その旨を抗弁として主張することができるが、現物返還はあくまでも代物弁済として行うものであり、受遺者又は受贈者は、現実に現物返還をするまでの間は、金銭支払債務を履行することができることとしている。

他方で、このような考え方とは異なり、現物返還の目的物についての協議が成立し、又は裁判が確定した場合には、それによって金銭支払債務は消滅

し、その後は現物での返還義務のみを負うとすることも考えられる。

この点について、どのように考えるか。

なお、乙案については、部会資料10からの実質的な変更点はない。

2 遺留分の算定方法の見直し

(1) 甲案（相続人に対する請求と第三者に対する請求とを分ける考え方）

ア 相続人に対する請求（最低限相続分）

- ① 相続人（兄弟姉妹を除く。）は、最低限相続分として、以下の計算式によって算出された額（㊦の額）を受けるとする。

（計算式）

㊦ 最低限相続分算定の基礎となる財産の額

=（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）（注1）

+（特別受益の価額）

-（相続債務の額）

㊦ 最低限相続分の額

= ㊦の額 ×（個別的遺留分の割合）

（注1）第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。

- ② 各相続人は、最低限相続分を侵害されたときは、他の相続人（相続の放棄をした者を含み、相続の放棄によって相続人となった者を含まない。以下同じ。）に対し、以下の計算式によって算出された額（最低限相続分侵害額）に相当する財産の分与を請求することができるものとする。

（計算式）

最低限相続分侵害額

= ㊦の額

-（当該相続人が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額）

-（民法第903条の規定によって算定した相続分の額）（注2）

+（当該相続人が負担する相続債務の額）

（注2）いわゆる具体的相続分とほぼ同義であるが、ここでは寄与分による修正は考慮しない（持戻し免除の意思表示は考慮する。）。なお、相続人間でこれとは異なる内容の遺産分割協議又は調停等が成立した場合であっても、遺留分侵害額の算定には影響しない。

- ③ 他の相続人は、最低限相続分を侵害された相続人に対し、自らの最低限相続分の超過額の割合に応じて、②の最低限相続分侵害額について責任を負うものとする。

- ④ ②及び③による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、

又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が分与の方法を定めるものとする。

イ 第三者に対する請求（遺留分）

- ① 遺留分権利者は、遺留分が侵害されたときは、相続人以外の第三者に対し、以下の計算式によって算出された額（遺留分侵害額）を請求することができるものとする。

（計算式）

㊦ 遺留分算定の基礎となる財産の額

$$\begin{aligned} &= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) \\ &\quad + (\text{相続開始前1年間にされた贈与の目的財産の価額}) \\ &\quad - (\text{相続債務の額}) \end{aligned}$$

㊧ 個別的遺留分額

$$= \text{㊦の額} \times (\text{個別的遺留分の割合})$$

㊨ 遺留分侵害額

$$\begin{aligned} &= \text{㊧の額} \\ &\quad - (\text{当該遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額}) \\ &\quad - (\text{民法第903条の規定によって算定した相続分の額}) \quad (\text{注3}) \\ &\quad - (\text{I②の最低限相続分侵害額}) \\ &\quad + (\text{当該遺留分権利者が負担する相続債務の額}) \end{aligned}$$

（注3）注2参照。

- ② 相続人以外の第三者は、遺留分権利者に対し、民法第1033条から第1035条までと同様の規律に従い、①の遺留分侵害額について責任を負うものとする。

(2) 乙案（遺贈又は贈与が相続人に対してされた場合等について、遺留分の算定方法の特則を設ける考え方）

- ① 民法第1030条の規定にかかわらず、相続人に対する贈与は、相続開始前の一定期間（例えば5年間）にされたものについて、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入するものとする（注1）。
- ② 相続人に対して遺贈又は贈与がされた場合には、その目的財産のうち当該相続人の法定相続分を超える部分（法定相続分超過部分）のみを減殺の対象とするものとする（注2）。
- ③ 遺産分割の対象となる財産がある場合には、総体的遺留分は、次の計算式によって算定するものとする。

（計算式）

㉞ 遺留分算定の基礎となる財産

- = (被相続人が相続開始時に有していた財産の価額)
- + (相続人以外の第三者に対する贈与のうち民法第1030条に規定するものの価額)
- + (相続人に対する贈与のうち①の期間内にされたものの価額)
- (相続債務の額)

① 総体的遺留分(注3)

- = (遺留分算定の基礎となる財産の価額)
- × (総体的遺留分率)(注4)
- (遺産分割の対象となる財産の価額)

(注1) 遺留分侵害額の算定をする際に考慮すべき遺留分権利者に対する贈与も、①の期間内にされたものに限定するものとする。

(注2) 相続人に対する贈与については、民法第1034条の「目的の価額」を算定する場合にも同様の取扱いをするものとする。もっとも、遺留分算定の基礎となる財産の算定については、遺贈又は贈与の目的財産の全額を算入するものとする。

(注3) 各遺留分権利者の個別的遺留分は、この額(総体的遺留分の額)に遺留分権利者の法定相続分を乗ずることによって算定することになる。

(注4) 民法第1028条に規定する割合をいう。

(補足説明)

○ 従前の部会資料からの変更点

(1) 甲案について

本部会資料の甲案は、部会資料10・第2のA案に対応するものであるが、この案については、第10回会議において、相続人が相続放棄をした場合の規律を検討する必要があるとの指摘や、包括受遺者については上記アとイのいずれの規律が適用されるのかといった点についても検討する必要があるとの指摘がされた。

これらの指摘を踏まえ、本部会資料では、相続や遺贈の放棄の有無にかかわらず、それぞれの制度の対象となる者を固定するために、相続の放棄をした者もア②の「他の相続人」に含めることとする一方、相続の放棄によって相続人となった者や包括受遺者はイ①の「相続人以外の第三者」に含めることとしている(注)。もっとも、このような考え方を前提とすると、相続の放棄がされた場合や割合的包括遺贈がされた場合には、遺留分に関する事件と遺産分割事件とを柔軟かつ一回的に解決することが困難になるものと考えられる。

また、甲案のうち、相続人に対する請求（ア）については、従前から、遺産分割に関する紛争との一次的解決を可能とするために、家庭裁判所の審判手続によって行うことを念頭に置いていたが、本部会資料では、④においてその旨を記載している。

（注）遺留分侵害額の算定において最低相続分侵害額を控除することとしていることから、相続や遺贈の放棄の有無によってそれぞれの制度の対象が変動することとなると、遺留分侵害額も相続や遺贈の放棄の有無によって変動することとなって相当でないと考えられる。

（2）乙案について

乙案は、部会資料10・第2のB案に対応するものであるが、前回案とは異なり、遺留分算定の基礎となる財産に含まれる贈与については、第三者に対するものと相続人に対するものとでその対象となる期間を変えることを前提とした記載にしている。すなわち、第三者に対する贈与については現行法と同様民法第1030条の規律によることとしているのに対し、相続人に対する贈与については現行の判例の考え方とは異なる規律を採用するものの、その対象となる期間については、民法第1030条よりも長い期間にすることを想定している。

また、乙案は、基本的には、現行法の規律を前提としつつ、判例によって規律が補充されている部分等について見直しをするものであるが、見直しを提案している各論点は、それぞれ別個に取り扱うことが可能であるため（乙案の①から③までの規律については、いずれもそのうちの1つだけを採用することが可能である。）、本部会資料では、遺留分の算定方法の全体を示すのではなく、現行の規律を変更する部分に限定して記載することとしている。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

- 遺留分権利者が承継した相続債務について、受遺者又は受贈者が弁済をし、又は免責的債務引受をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者の権利は、その消滅した債務額の限度で減縮するものとする。

（補足説明）

部会資料8からの実質的な変更点はない。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

1 甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）

- ① 二親等内の親族で相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
 - ② ①の金銭の額について、①の請求をした者と相続人との間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるものとする。
 - ③ ②の場合には、家庭裁判所は、①の請求をした者の寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、①の請求をした者に支払うべき金額を定めるものとする。
 - ④ 各相続人は、③の額について、法定相続分に応じてその責任を負うものとする。
 - ⑤ ①の請求は、限定承認、財産分離及び相続財産破産の各手続が開始された場合には、することができないものとする。ただし、これらの手続が終了した後、相続財産が残存する場合は、この限りでないものとする。
 - ⑥ ①の請求権は、相続開始を知った時から一定期間（例えば6箇月間）行使しないときは、時効によって消滅するものとする。〔相続開始の時から一定期間（例えば1年）を経過したときも、同様とするものとする。〕
- 2 乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）
- ① 被相続人に対して無償で労務を提供し、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く。）があるときは、その寄与をした者は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
 - ② その余の規律は、1②から⑥までに同じ。

（補足説明）

○ 従前の部会資料からの変更点

部会資料10では、本部会資料の甲案とほぼ同様の考え方を提示しつつ、請求権者の範囲については様々な考え方を取り上げていたが、第10回会議では、請求権者の範囲について、その範囲を相続人に準ずる身分関係を有する者に限定すべきであるとする意見と、請求権者の範囲を限定する合理性に欠けるとして請求権者の範囲には特段の制限を設けるべきではないとの意見等が述べられた。また、請求権者の範囲については、相続人以外の者に請求権を認める法的根拠と密接な関連を有するので、その点の検討を詰めるべきであるとの指摘もされたところである。

本部会資料では、これらの指摘を踏まえ、まず、甲案として、請求権者の範囲を二親等内の親族に限定し、かつ、相続人に対する請求を認める要件については現行の寄与分を参考にした考え方を取り上げている。甲案は、あくまでも、相続財産の分配の在り方として、現行の相続人に該当しない者であっても、これに準ずる身分関係を有する者については、相続財産の維持又は増加について特別の寄与があったことを要件として、それに見合う財産の分配を認めるのが相当であるという考え方に基づくものである。ただ、これらの者を遺産分割の当事者とする、遺産分割に関する紛争が一層複雑困難化することを考慮し、政策的に、遺産分割手続とは切り離して、相続人に対する金銭請求を認めることとしたものである。このような考え方によれば、この制度に基づく請求権は、実質的には、遺産について相続人が有する権利と同等の法的地位に立つとみるのが相当であり、相続財産が債務超過となっており、又はそのおそれがある場合には、相続債権者や受遺者の権利よりも劣後すべきものと考えられる（民法第931条、第947条第3項、第950条第2項、破産法第231条第2項参照）。そこで、本部会資料では、このような趣旨を明らかにするため、限定承認、財産分離及び相続財産破産の各手続が開始された場合には、これらの手続の終了後に相続財産が残存する場合（相続財産が債務超過の状態になかった場合）を除き、この制度に基づく請求をすることはできないこととしている（前記⑤）。

次に、乙案については、第10回会議における議論を踏まえ、請求権者の範囲に限定を加えないこととしつつ、相続人に対する請求を認める要件を無償の労務の提供により、相続財産の維持又は増加に特別の寄与があった場合に限定することとしている。乙案は、無償の労務の提供に限り、相続開始後にその清算を認めるものであり、請求権者の範囲に限定を加えていないが、一般に、被相続人との間に密接な関係がある者でなければ前記要件を満たすことは考えにくいと考えられる。その余の点については、基本的には甲案と同様の考え方に立っている。

（後注）その余の検討課題について

1 寄与分制度の見直しについて

部会資料7では、現行の寄与分制度の特則として、被相続人の療養看護や扶養による寄与について、寄与者と他の相続人との間でその程度に著しい差異がある場合には、その寄与が「特別の寄与」といえない場合であっても寄与分を認める制度の創設を掲げていた。

しかし、このような考え方に対しては、特定の相続人間で療養看護等の寄与

の程度に関する主張及び立証が繰り返されることになる上、これが認められた場合には、寄与者の相手方とされた者のみとその相続分を減額されることになるため、相続人間の関係を悪化させる原因になることを懸念する意見が述べられたほか、法律上の要件としては特定の相続人間の寄与の程度を比較することによって寄与分を認めることにするとしても、実際には相続人全員の寄与の程度が審理の対象とならざるを得ないのではないかとの指摘等がされ、このような制度を設けることに否定的な意見が多かったところである。

これらの問題点の指摘は、前記制度の根幹部分に関する本質的なものであり、これを解消ないし軽減する方策を見出すのは困難であったことから、本部会資料では、寄与分制度の見直しに関する方策については、これを削除している。

2 遺産分割における相続人の担保責任について

この点は、第10回会議において、遺贈の担保責任について議論がされた際に、これと併せて検討すべき事項として指摘されたものである。

現行の民法第911条では、「各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う」とこととされ、売主の担保責任に関する規定を準用するようにも読めるが、売主の担保責任を定める民法第560条から第572条までの規定のうちどの規定が実際に準用されるかという点については、学説上も見解が一致していないようであり、この点を明確に判示した判例もない。また、家庭裁判所が遺産分割の対象財産の範囲を審判において判断した事案について、判例は、遺産分割の対象とされた財産が後の民事訴訟において遺産に属さないことが確定した場合には、分割の審判もその限度で効力を失う旨判示しているが（最判昭和41年3月2日民集20巻3号360頁）、この判例が民法第911条との関係をどのように考えているかは必ずしも明らかでないように思われる。

他方、仮に民法第911条が売主の担保責任を定める民法第560条から第572条までの規定を準用する趣旨であるとする、遺産分割の対象財産に瑕疵等があった場合には、それを取得した相続人は、他の相続人に対し、損害賠償請求や遺産分割の解除ができることになるが、遺産分割の対象財産に瑕疵等があったことに気付かなかったことについては、これを取得した相続人も他の相続人と同様の立場にあったと考えられること等を考慮すれば、民法第912条、第913条と同様に、瑕疵等が存在する財産を取得した相続人が受けた損失（その相続人の具体的相続分額とその相続人が実際に取得した財産の差額）について、各相続人にその相続分に応じた責任を負わせることで足り、その余の損害賠償や解除まで認める必要はないようにも思われる。民法第911条において「売主と同じく」と規定したのは、売主の担保責任に関する規定をその

まま準用することまで意図したものではなく，このような趣旨を明らかにしたものにすぎないとも考えられるところである。

仮に民法第911条がこのような趣旨の規定であるとすれば，法制審議会において答申がされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱」に基づき売主の担保責任に関する規定の見直しがされたとしても，民法第911条の解釈に直接影響を及ぼすものではないことになるから，今回の相続法制の見直しにおいても，民法第911条については特段の手当てはしないこととし，現行法と同様，相続人が負う具体的な責任の内容については解釈に委ねることが考えられる。

以上の点についてどのように考えるか。